

**さいたま市自治基本条例検討委員会
第8回会議 議会・行政部会検討の記録**

日時	平成 22 年 11 月 9 日(火) 18:45～21:00	
場所	さいたま市役所地下 1 階第 1 会議室	
参加者 ※敬称略	<p>〔委員等〕 計 8 名 遠藤 佳菜恵／染谷 義一／高橋 直郁／中田 了介／福島 康仁／湯浅 慶／渡邊 初江／堀越 栄子〔オブザーバー(東委員代理)〕 (欠席者:歌川 光一／東 一邦／三宅 雄彦) 〔事務局:さいたま市〕 計 4 名 企画調整課主幹 松本 孝／企画調整課総合振興計画係主査 松尾 真介／総合振興計画係主査 島倉 晋弥／企画調整課企画係主任 清水 慶久 〔地域総合計画研究所〕 計 1 名 細田 祥子 〔傍聴者〕 なし</p>	
議題及び 公開又は 非公開の 別	(1)自治基本条例について(各テーマの検討)	[公開]
配付資料	次第	
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035	

(1) 自治基本条例について <行政テーマ>

(4)情報提供

<<たたき台>>

【キーワード】

- ・ 情報提供の方法、検討段階からの提供、個人情報と情報公開、行政情報を横断的に管理する仕組み

【条例案骨子】

(情報提供の方法)

- ・ 情報提供は、区役所でのワンストップサービス等、市民に身近な形態を採る。

(情報提供の留意点)

- ・ 情報提供は、迅速に行わなければならない。

【考え方・解説】

- ・ 市民の情報は、市民に知る権利があり、その必要に応じて提供される必要がある。したがって、行政は、市民のリテラシーの差も考慮に入れ、たとえば区役所のワンストップサービスなどによって、わかりやすい情報提供に努めなければならない。とりわけ論争的な案件については、その検討の段階から市民に情報提供されなければ、市民自治にとって実質的な意味を有しないため、積極的な情報公開が必要となる。

【渡辺委員から】

- ・ 市民に知る権利があるといっても、行政側から情報提供、情報公開がされなければ権利は保障されない。その意味では、行政側からの積極的な情報提供が重要である。それをどう具体的な条文にできるかを考えたい。この点は多くの市民の関心が高い部分だと思われる。
- ・ ここでは、市民の知る権利よりも行政側の施策として積極的な情報提供を強調したい。
- ・ ヒアリング先候補は、企画調整課、コミュニティ課、行政透明推進課とした。

【検討】

- ・ 情報公開と情報提供の違いを整理して、分けて考える。
- ・ 条例案骨子についても、個人情報保護を含めて3つに整理してもよい。

○情報公開

- ・ 情報公開条例に規定された公開請求に基づくもの。
- ・ この部分については情報公開条例に委ね、適正に取り扱うことしか書けないのではないか。

○情報提供

- ・ 公開請求がなくとも市から積極的に公開するもの。行政側の説明責任、行政の透明性の確保を目的にしている。
- ・ どの情報は公表しなければならない、というルールはどこに定められているか。
- ・ すべて定められているわけではないが、このような会議の予定や会議録は要綱により公表しなければならないことになっている。また、条例や法律で定められているものもある。
- ・ どのような情報の公表を市民が求めているか考えるとどうか。行政の方は透明化が必要と言いつつも、市民の方はほしい情報がはっきりしていない面もあるのではないか。
- ・ 最もほしいのは、市の現状と問題、そしてそれをどのように解決していくのかという情報だと思う。補足だが公表している財政状況等の情報を見てもよく理解できない。一番怖いのは何にも情報を出さないで、知らないうちに予期しない状況になってしまうこと。
- ・ 市の意思決定過程、政策形成過程の早い段階からの情報だと思う。これらが提供されることにより、市民が考えることができ意見と言えるようになる。その点は記述するべきと思う。
- ・ 提供すべき情報の内容とは、現状や前提条件、問題点、対策の必要性、対策の方向、その対策によって想定される影響、なぜその検討結果が出たのか、など。
- ・ 情報についてもあらゆる情報なのか、例えば「市民生活に重大な影響を与える情報」など、強調して記述する方法もあると思う。
- ・ 「重大な」とすると、「重要でない」と判断した場合は情報提供しなくてもよいことになってしまう。
- ・ 行政の方では、政策形成過程における公表については、利害が絡むことや、答えが決まっていないもの、例えば賛否が分かれている場合、事前に情報が出ることによる混乱や誤解などの影響も考えて、躊躇してしまうこともあると思う。
- ・ 情報提供や説明がされることで、市民の間でも、もちろん賛否が分かれて当然である。賛否が分かるからといって情報を出さないのはおかしい。市民も成長しなければならない。
- ・ 市民が十分な情報の元で議論を戦わせ、納得することで、市民も成長するし、市民とともに問題解決する行政になる。

- ・ 皆が考える市民自治の中で情報提供をどう活用するのか、それを考えたい。
- ・ これらをまとめると「情報共有」という概念になるだろう。
- ・ どの情報を提供するかだけでなく、どのように提供するかという観点も必要である。

○個人情報保護

- ・ 知る権利と個人情報保護の相対する2つのものが求められていて、セットで考えるべき。
- ・ 個人情報保護についても既に個人情報保護条例があるが、ここで規定する必要はないか。
- ・ 行政による情報公開と情報提供のストッパーとして、権力に対する歯止めを目的としている。しかし、国の個人情報保護法の立案者の見解では、当初の想定以上に思わぬところまで個人情報が保護されすぎている感じがあるとのことである。
- ・ 個人情報の「過保護」により、住む人の顔が見えない地域になってしまっている。
- ・ 行政としては、保有する個人情報の保護については慎重な対応にならざるをえない。ただし、市の条例では、プライバシーの保護と公益上の理由を比較して、必要なら個人情報を出すことができるようにはなっている。
- ・ 情報の流出という問題も懸念する。セキュリティの問題も重要である。
- ・ 個人情報については、災害時の地域での対策が必要なときに大きな問題となる。
- ・ 「個人情報保護」の壁に当たって思考停止するのではなく、どのように顔が見える地域を作るか、市民の知恵の出どころである。
- ・ 個人情報保護には意義があるので、配慮が必要であり、それを前提に個人情報保護の壁をどう緩めるか、緩めないか等については下位条例に委ねるべきではないか。ここでは、行政として個人情報を保護するよう努めなければならないという一文だけ触れておくべき。
- ・ 国の個人情報保護法との関係で、それに反する条例は難しいのではないか。
- ・ 一般論で言えば、法律を上回る、または下回るような条例を認めているのかそうでないのか、その法律の趣旨による。(※ 「個人情報の保護に関する法律」では、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」と規定。)

(5)政策形成過程への参加

〈たたき台〉

【条例案骨子】

(市民参加の推進)

- ・ 行政は、市民の意思を反映した市政運営のために、審議会、傍聴等への参加を推進しなければならない。

(市民参加の簡素化)

- ・ 行政は、多様な市民の意思を反映するため、タウンミーティング、審議会等への参加に関わる手続きの簡素化に努める。

【考え方・解説】

- ・ さいたま市では、市、区レベル共に現在でも多くの審議会等が開催されているが、活発な議論に結びついているとは言い難い。その解決のために、市民が議論に自由に出入りできるような、制度の簡素化が重要となると思われる。

【渡辺委員から】

- ・ 現状でも参加の機会は多くあるが、必ずしも活性化していない。市民参加の推進と手続きの簡素化の2つを重要な柱として挙げた。
- ・ ヒアリング先候補は、企画調整課、コミュニティ課、行政透明推進課とした。

【検討】

○市民参加の場の活性化

- ・ 審議会等の参加の場の活性度については、事務局の仕掛け方で大きく異なる。すべての委員が同じように活発に発言し自ら手を動かして立案するものもあれば、事務局の案を承認するだけの審議会等もある。
- ・ シェリー・アーンスタイン（1969）による「市民参加の梯子」では、行政による都市づくりへの市民の関与を3分類8段階に示している。アーンスタインは、市民の参加を、市民に目標を達成することのできる権力を与えることとし、市民の関与が弱い順に、①操り、②セラピー（市民の不満をそらす）、③お知らせ（一方通行）、④意見聴取（一方通行）、⑤懐柔（形式的参加機会増大）、⑥パートナーシップ、⑦部分的な権限の委任、⑧市民によるコントロールとしている。①②が「参加とは言えない段階」、③④⑤が「アリバイとしての参加の段階」、⑥⑦⑧が「市民の力が生かされる段階」であり、市民と行政の関係を、一段階でも高く上げたい。
- ・ 以前に参加した審議会では、市民委員が自ら市民に対してアンケートを行ったり報告書を作成して答申をしたが、それがどうなったかがよく分からない。委員自ら事務局に聞きに行っても報告されずそのうちに疲弊してしまう。
- ・ 自治基本条例ができた後にそれがどのように運用されているのか委員会をつくるべきという意見が以前あったが、そういうのがないと条例ができてそれで終わりとなってしまう。
- ・ 答申がどうなったか説明が必要であり、答申の扱いについて決まりがないのが問題。労力と予算をかけて市民参加を行っても、反映されたのかどうか、何らかのリアクションがなければ無駄である。
- ・ 市民参加を行った結果について、市民レベルでチェックする仕組みがあればよい。
- ・ 審議会等の答申について、市民から選ばれた議会はどう関わるのか。
- ・ 審議会等は市長に委嘱された機関であり、議会はその結果をもとに市長から出された議案について審議し、決定する。議決案件に直に該当しない場合は、予算議案などに関連して審議することになる。
- ・ 検討シートの書き方としては、条例案骨子に制度や機会の充実などを記述し、具体例は考え方・解説に記述する方法もある。また、パブリック・コメントや審議会等への公募などを特出しして定めている自治基本条例もある。
- ・ 行政は市民に政策形成過程への参加の機会を保障する、と書くのはよい。ただし、それだけでは不十分で、「市民の意見の反映」を前面に押し出すような記述がよい。
- ・ 参加の保障は高まってきたが、結果の保障について報告義務などがあった方がよい。
- ・ 参加や制度の簡素化とは何か。
- ・ 参加条件の緩和である。例えばタウンミーティングなど事前申込みが基本的に必要であり、質問も事前提出を求められる。質問に対して分からなければ分からないので検討する、また

は後で確認するなど言ってもらえればよい。市長も何でも答えられるスーパーマンでないのは分かっている。自由で気軽に参加できるようになればよい。

○用語の定義が必要

- ・ 全体に関わることだが、「行政」「市」などが何を指すのか、用語の定義が必要である。

(6)区政のあり方(区長・区役所)

〈たたき台〉

【キーワード】

- ・ 市民の問題提起を総合的に受けとめる窓口、自治会、公民館の役割、区民会議の権限

【条例案骨子】

(区長の役割・責務)

- ・ 区長は中・長期的な視野と在職期間をもって区政に関する権限を行使する。
- ・ 区長は区政の成果を市政に反映させる。

(区役所の役割)

- ・ 区役所は、市民の問題提起を総合的に受けとめる窓口として機能する。
- ・ 区役所は自治会・公民館等既存の地縁団体・組織、NPO・ボランティア等の志縁団体・組織、学校等と積極的な協働を図る。

(区民会議の役割)

- ・ 区民会議は、一般住民を中心とする市民の意向を十分に汲み、提案する。

【考え方・解説】

- ・ 地方分権の時代にあって、大規模な政令指定都市である本市における市民自治を有名無実化しないためには、区及び、それを構成する小・中学校区レベルのコミュニティの役割を再定義する必要がある。区役所の役割は、対等合併によって市民と行政との距離が離れつつあるさいたま市においてとりわけ重要である。
- ・ しかし、現在の区政には課題も山積している。
- ・ まず区長に関して、年長者が豊かな知識・経験・調整能力を有する傾向があるにせよ、たとえば定年退職間近であれば、責任の所在が曖昧になる、度重なる人事交代によって安定した区政が妨げられる、区政の経験が市政に反映されない、といった弊害が予想される。したがって、区長の役職には、たとえば若手を積極的に登用するなどして責任の所在を明らかにするとともに、市政の向上に資するように再編される必要がある。
- ・ また、区役所の役割としては、あらゆる手続きが可能であるばかりではなく、市民自治の推進の立場から、団体・組織、学校等の調整や、市民へわかりやすく情報提供を行うなどする、総合的な窓口である必要がある。
- ・ 最後に、現在の区民会議は、市民公募の割合が少なく、委員同士の意識の温度差があり、その他の市民の参加等も少ないため形骸化している側面がある。区民会議には現在でも提案権があるものの、その権利意識を再確認する必要がある。

【渡辺委員から】

- ・ 区長については、若手の登用等のアイデアがあったがそれを上のような記述にした。また、区役所の役割、区民会議についても触れている。しかし、自治会についてはキーワードに挙

げたのみである。

【検討】

○区の権限を大きくすべきでない

- ・ 民間企業のトレンドとして、縦割りではなく、なるべくフラットな組織によって現場から社長へ問題を速く届けるような、意思決定のスピードを上げる流れになっている。市民が行政に求めるのは大きなものとしてスピードがあり、区に権限を増やすというのはよいことなのか疑問。市長のリーダーシップとマネジメントが十分にあればよく、その場合、区役所の存在意義とは何なのか。
- ・ 最近では、ダイレクトな経営をすべく、革新的な首長も出てきた。そういったことを追求していくことも考えられる。
- ・ 区の役割とは、①身近な行政サービスを提供すること、②身近な地域の課題を把握すること。この点に限定できるのではないか。

○自治体内での分権を志向すべき

- ・ 国と地方の関係も地方分権、地域主権の改革が進んでいる。120万都市であるさいたま市を一人の市長がすべてマネジメントするのはかなり難しい。例えば国が北海道から沖縄まですべて同じ政策をつくれるか、というと難しく、地方分権の流れと同様、さいたま市も区に権限を分けて「小さな自治」を志向するというのには一定の効果がある。さらに区からコミュニティに、ということも考えられる。
- ・ 市役所から区役所へという流れの中で、個性ある区ができるのではないか。また、自治体では管理者に権限を下ろす方向でもあり、そうすることでスピードも上がるのではないか。
- ・ 利益や購買力など数字で測れる民間企業と、行政とは同じようには語れないだろう。声を出せない市民もいて、地域の実情が分からないと無駄が出る仕事もある。日常生活に関わる部分は、区でやった方がよい。また、区や、より小さな小中学校区でしかできないこともあり、都市内分権は進めた方がよいと思う。実際、コミュニティの現状は大きく変化している時代である。
- ・ 区の役割とは、①身近な行政サービスを提供すること、②身近な地域の課題を把握することだけでなく、さらに、③地域の身近な課題を市民との協働により解決することも求められる。
- ・ この自治体内分権の考え方を言い換えると、補完性の原理（地域でできないことは区で、区でできないことを市で）の考え方と同じである。

○区の役割、論点

- ・ 区役所は身近にあることが強みであり、その役割とは、①身近な行政サービスを提供すること、②身近な地域の課題を把握すること。さらに、③地域の身近な課題を市民との協働により解決すること、この点も含むかどうかで意見が分かれている。

○区長の役割

- ・ 区長は充て職ではなく、高い意欲のある人で、強いリーダーシップ、区の政策の方針を強く打ち出してほしい。

- ・ しかし、選挙により選ばれていない区長に権限が中長期に渡って集中するのはどうか。選挙によるチェックがされない。「中長期的な視野を持って」という記述だけであっても、人事政策において中長期的な区長人事という考え方も出てくると思う。「中長期的な在職期間をもって」とすると市長の人事権を侵害するおそれがあるのではないか。
- ・ 区長の在職期間ではなく、行政の継続性の問題ではないか。各区の区政の方向性が定まっていて、例えば区長が定年退職してもその下の副区長が区長に上がれば継続性は保障されると思う。
- ・ 継続性の問題というより、リーダーシップの発揮ではないか。
- ・ 「区長は区政の成果を市政に反映させる」とあるが、具体的にどのように行うのか。
- ・ ひとつの区で、例えば区長のリーダーシップによる市民活動の活性化の事例があった場合に、それを市全体で情報共有し、広めていくような仕組みが必要である。
- ・ 区長会議や、市長以下局・区長が集って報告を行うような行政会議は現にある。
- ・ 区長同士や市長等の情報共有が重要なのか、あるいは、市長が区政を評価することが必要なのか、という考え方もある。

○その他

- ・ 区民会議のあり方については、市民活動推進委員会では既に報告が出され、区役所の権限・あり方については、区役所のあり方検討委員会で検討がされており、これらの検討内容も把握する必要がある。
- ・ 現在の区の役割や権限についても把握する必要があると思う。
- ・ 区民会議の役割で、「一般市民を中心とする市民の意向を十分に汲み」の「一般市民を中心とする」を削り、「市民の意向を…」でよいと思う。

その他

(1)議会との意見交換について

【事務局より】

- ・ 当日の質問項目と進め方については、議会と調整中であるが、ほぼ同意いただいている。
- ・ 議会基本条例の逐条解説を読み込んだ上での参加をお願いしたい。
- ・ なお、会議は公開、議事録は公表する。

(2)行政(市長以外)へのヒアリング(意見交換)について

【事務局より】

- ・ 中間報告のまとめに向けて、日程も厳しい中、委員の負担もあり、行政各課等との意見交換については、対象者及び立場、どういったことを聴いて、それをどのように検討に活用するのか、もう少し明確にして、対象を絞る必要があると考えている。
- ・ 対象者については、課長なのか担当者なのか、または一職員としての考え方を聴きたいというものもあるかもしれない。少なくとも、そこは明確にして各課等に説明する必要がある。
- ・ 目的については、例えば、検討シートの修正のためにシートを見せて意見を求める、または条例の実効性を高めるために各課等の取組や課題を把握することなどがあるかもしれない。
- ・ また、文書で資料として示すという方法もある。

【検討】

- ・ ①各課の公式見解として、現状の取組や課題を把握する、②新しい公共ワーキンググループとの意見交換を行う、等の案が出ている。
- ・ 例えば今日のテーマでも区の権限としてどこまでできるのか、現状把握が必要である。
- ・ 当初は、職員に対する無記名アンケートのようなことも案として出ていたと思う。
- ・ 方法については、昼間の時間に数人でヒアリングを行うことも想定していたところであるが、各検討テーマがどのヒアリング先と一致するのか、まだ検討が一巡していない。ヒアリングを行うとしたら、一巡目が終わった後か。
- ・ ①については、それぞれの項目について、担当委員が質問項目を明確にする方向で考えていくこととする。
- ・ 行政職員へのヒアリングは、それほど重たいものなのか。形式にこだわる必要はなく、ひとつのプロセスとして重要だと考える。
- ・ しかし、限られた時間の中で効率的により重要な意見を引き出すための準備は必要だ。
- ・ ②については、参加や協働、「新しい公共」についての考えを聴きたい。

(3)次回以降の進め方

【部会長より】

- ・ 次回及び次々回（11月15日、22日）は、議会及び市長との意見交換である。
- ・ 11月29日の部会では、残りの行政テーマを検討する。
- ・ 当初、12月13日に部会のとりまとめを終える予定であったが、間に合わなければ12月中を目標とする。
- ・ 12月の会議日程についてはアンケートを事務局から願います。3回程度部会を持ちたい。
- ・ 各テーマの担当者は、部会検討を受けて修正したものを再提出してほしい。

閉会 次回 平成22年11月15日（月）